

東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱

令和7年3月31日 6産労農安第1571号

(趣旨)

第1 都における野生鳥獣は、自然生態系の重要な構成要素をなし、都民の貴重な財産である。しかし、都内では野生獣による農林業への被害が増大しており、近年ではサル、シカ、イノシシなどに加えて、ハクビシンや特定外来種であるアライグマなどによる被害も発生している。被害地域も中山間地域に限らず、都市的地域にまで拡大し、広域化、深刻化が進展している。そのため、都全域を対象とした農作物獣害対策を講じるとともに、捕獲等により得られた野生獣を資源として有効利用することの検討も必要である。

この要綱は、東京都農林業獣害対策基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、農林作物の被害防止対策と野生獣の保護・管理を両立させ、農林業生産と地域活力の維持・向上を推進するため、東京都農作物獣害防止対策事業の実施に当たり、必要な事項を定めるものである。

(基本計画)

第2 都は、基本計画を策定し、5年ごとに野生獣による被害状況、農林業の状況及び社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行う。ただし、緊急かつ新たな獣害対策を講じる必要が生じた場合は、5年を経過しない場合でも見直しを行うものとする。

2 基本計画の策定及び見直しに当たっては、区市町村及び都の関連諸計画又は諸施策と十分整合するよう関連部局と調整する。

(事業内容)

第3 本事業は、都内の農林業が営まれている地域を対象に、下記の事業内容により実施する。ただし、基本計画で事業実施地域が定められているものはそれに従う。

1 東京都鳥獣害対策委員会及び評価部会設置事業

基本計画に基づく鳥獣害防止対策をモニタリングし、同対策を総合的な観点から検討し効果的な対策とするために、学識経験者等を構成員とする東京都鳥獣害対策委員会を設置する。

また、鳥獣害防止対策の科学的評価を行うため、学識経験者又は研究員等の専門家を構成員とする評価部会を設置する。

2 加害獣侵入防止対策事業

加害獣（農作物等に被害を及ぼしている野生獣）の侵入防止に効果のある以下の施設等を整備する。

- ア 加害獣侵入防止のための電気柵
- イ 加害獣侵入防止用ネット
- ウ ア又はイの附帯施設で加害獣侵入防止に有効かつ必要不可欠なもの
- エ 野生獣の農地等への出没の軽減を図るための緩衝帯整備
- オ その他、知事が加害獣侵入防止に効果的であると認めた施設や取組

3 警戒システム整備事業

加害獣の行動域の情報収集、指導者の招請又は追払い等により、加害獣による被害を警戒するシステムの整備に効果のある以下の取組を実施する。

- ア 加害獣の行動域の情報収集に必要な機材の整備
- イ 加害獣の被害防止について、知見及び実地経験が豊富な指導者の招請
- ウ 加害獣の追払い
- エ その他、知事が加害獣の警戒システムの整備に効果的であると認めた取組

4 有害鳥獣捕獲支援事業

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく有害鳥獣の捕獲、又は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除等を実施する。

5 地域普及啓発支援事業

- ア 野生獣による農作物被害対策の担い手の育成と安全で効果的な対策を行うための技術研修会
- イ 獣害に強い地域を育成するための検討会及び講習会
- ウ 野生獣による農作物被害対策に関する意識の醸成・技術向上に係る冊子やパンフレット等の作成

6 獣害防止対策支援事業

野生獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識や経験を有する専門家による被害防止対策の検討や研修会等を実施する。

7 加害獣生息状況及び対策技術調査

野生獣の生息状況並びに I C T などの新技術を活用した新たな対策手法、省力的・経済的な手法、既存の対策と併用した手法等について科学的な調査を行い、得られた結果から獣害対策事業を検討・評価する。

8 捕獲野生獣の有効利用事業

捕獲した野生獣を食肉として有効利用するための取組を実施する。

9 農作物獣害防止地域リーダー、農作物獣害対策サポーター養成講座事業及び侵入防止施設導入支援事業

(1) 農作物獣害防止地域リーダー養成講座

実践的な講座を実施することにより、ハクビシン・アライグマ等の中型獣に対し自ら侵入防止施設を設置し、被害を減少させることができる農業者の地域リーダーを育成し、地域ぐるみの獣害対策へ発展させるとともに、獣害対策に精通した農業者の育成を図る。

(2) 農作物獣害対策サポーター養成講座

農業者が実施するハクビシン・アライグマ等の中型獣に対する侵入防止施設等の設置を積極的に支援するため、獣害対策に精通した農業協同組合職員の育成を図る。

(3) 侵入防止施設導入支援事業

農作物獣害防止地域リーダー又は農作物獣害対策サポーター養成講座の修了者が地域内にいる場合、下記の侵入防止施設等を整備する。

ア 加害獣侵入防止のための電気柵

(4) 侵入防止施設設置支援事業

9(3)の事業を推進するため、中型獣の侵入防止施設の設置に係る人件費等を補助する。

(区市町村獣害対策基本計画)

第4 第3の2、3、4、5及び8の事業を実施しようとする区市町村長は、区市町村獣害対策基本計画（以下「区市町村基本計画」という。）を策定し、知事の承認を受けるものとする。

2 知事が基本計画を見直した場合は、区市町村基本計画も見直すこととし、その手続きは前項を準用する。

3 区市町村基本計画の内容については、農林水産部長が別に定めるところによる。

(事業実施主体)

第5 事業実施主体は以下のとおりとする。

2 第3の2、3、4、5及び8は区市町村が実施する。なお、第3の2、3、5は間接補助も実施できることとする。

3 第3の9(3)、(4)は農業協同組合が実施する。なお、第3の9(1)の講座修了者が在住する農業協同組合の管轄地域又は第3の9(2)の講座修了者が所属する農業協同組合が管轄する地域内の、農業者に対して間接補助として実施することとする。

4 第3の1、6、7及び9(1)(2)は都が実施する。

(農作物獣害防止対策事業実施計画)

第6 第3の2、3、4、5及び8の事業を実施しようとする区市町村長は、事業実施年度ごとに農作物獣害防止対策事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、知事に承認を受けるものとする。

- 2 第3の9(3)、(4)の事業を実施しようとする農業協同組合の長は、事業実施年度ごとに実施計画を作成するものとする。
- 3 実施計画の内容については、農林水産部長が別に定めるところによる。

(他の計画又は施策との関連)

- 第7 都は、当該事業に係わる計画の策定及び実施について、都の関連諸計画又は諸施策と十分整合するよう関連部局と調整するものとする。
- 2 区市町村等は、他の関連諸計画又は諸施策を定めるときは、当該事業の目的が達成できるよう十分に配慮するものとする。

(事業実績報告)

- 第8 第3の2、3、4、5、8及び9の(3)、(4)の事業を完了した事業実施主体の長は、事業実績を知事に報告するものとする。
- 2 実績報告の内容については、農林水産部長が別に定めるところによる。

(施設等の効果の確認)

- 第9 事業実施主体の長は、事業により整備された施設等について、被害防止効果、維持管理手法及び経済性などの検討を行い、事業成果を継続的に確認するものとする。

(助成措置)

- 第10 知事は、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内において本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(推進指導体制)

- 第11 知事は、事業実施主体が事業を円滑かつ適正に推進できるよう、区市町村、受益農家、又は農林業に関係する機関若しくは団体が構成する推進指導体制を整備するものとする。
- 2 区市町村長は、事業実施主体が事業を円滑かつ適正に推進するよう、区市町村、事業実施主体、受益農家、又は農林業に関係する機関若しくは団体が構成する推進指導組織を整備し、同組織が実施する獣害推進指導会議及び獣害被害調査等の推進指導活動を支援するものとする。

(その他)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- 2 東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱（平成13年11月9日付13産労農芸第1411号）、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（平成13年11月9日付13産労農芸第1411号）、東京都農作物獣害防止対策事業実施要領（平成13年11月9日付13産労農芸第1411号）、東京都鳥獣害対策委員会設置要領（平成13年11月9日付13産労農芸第1411号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要綱（令和5年3月29日付4産労農安第1536号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要領（令和5年3月29日付4産労農安第1537号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（令和5年3月29日付4産労農安第1540号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施細則（令和5年5月1日付5産労農安第215号）、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業実施要綱（令和5年4月1日付5産労農安第155号）、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業費補助金交付要綱（令和5年4月1日付5産労農安第154号）、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業実施要領（令和5年4月1日付5産労農安第146号）、農作物獣害防止地域リーダー養成講座規約（令和6年3月18日付5産労農安第1707号）及び農作物獣害防止地域リーダー養成講座修了証交付規定（令和6年3月18日付5産労農安第1707号）は、令和7年3月31日に廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、前項に基づいて行われた行為は、この要綱の施行後もなお効力を有する。